新潟県家畜保健衛生所の家畜衛生検査等手数料規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年３月28日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

新潟県規則第12号

新潟県家畜保健衛生所の家畜衛生検査等手数料規則の一部を改正する規則

新潟県家畜保健衛生所の家畜衛生検査等手数料規則（昭和31年新潟県規則第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改　　正　　後	改　　正　　前
第２条　条例第２条第２項の規定による手数料の額は、次の各号に掲げる衛生検査等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 月齢が６月以上の牛のヨーネ病検査　１検体につき<u>770円</u> (2)～(6)　（略）	**第２条**　条例第２条第２項の規定による手数料の額は、次の各号に掲げる衛生検査等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1) 月齢が６月以上の牛のヨーネ病検査　１検体につき<u>760円</u> (2)～(6)　（略）

附　則

この規則は、平成26年４月１日から施行する。